

令和2年6月定例教育委員会

- 開催日時 令和2年6月25日(木) 13時00分～14時20分
- 開催場所 教育委員室(県庁22階)
- 出席委員等
教育長 小泉 元伸
教育長職務代理者 川上 美智子
委員 内藤 學
委員 江原 陽子
委員 中田 俊之
委員 市原 健一
委員 庄司 一子

※ 事務局出席者については、別紙のとおり

○ 議 事

1 報 告

公 開 報告1 令和3年度採用茨城県公立学校教員選考試験
志願状況について (高校教育課)

2 専決報告

公 開 専決第3号 令和2年度茨城県一般会計補正予算案に対す
る同意の専決について (財務課)

3 議 案

公 開 第10号議案 茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する
規則について (高校教育改革・中高
一貫校開設チーム)

公 開 第11号議案 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓
令について (高校教育改革・中高
一貫校開設チーム)

非公開 第12号議案 茨城県美術館協議会委員の解任及び任命につ
いて (文化課)

非公開 第13号議案 ミュージアムパーク茨城県自然博物館協議会
委員の解任及び任命について (文化課)

4 専決報告

非公開 専決第4号 教職員の人事について (義務教育課)

5 議 案

非公開 第14号議案 教職員の人事について (高校教育課)

※ 非公開の議案等については、会議録は公開されません。

○ 会議録

1 開 会

教育長から開会の宣言があり、非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承されました。

2 議 事

【公 開】

報告 1

令和3年度採用茨城県公立学校教員選考試験志願状況について

(高校教育課長) 資料に基づき説明

【主な質疑・意見等】

(市原委員)

中学校教諭受験者の小学校教諭併願と、高等学校教諭受験者の中高一貫校教諭の併願についてなんですが、これはあえて併願しないと受験できないことになっているんですか。中学校の先生は中学校にしか行けないということですか。

(学校教育部長)

中学校で教員になった教員は、中学校で採用になりますので中学校に赴任することになります。その後小学校に異動希望を出せば小学校に異動することもできます。そして、小学校からまた中学校に戻り、行ったり来たりすることはできます。

ここでの併願というのは、例えば中学校の国語で受験した志願者が、中学校の国語では不合格になってしまうけれども、小学校を併願しておいて小学校教諭で採用になることもできますよという制度です。

(市原委員)

中高一貫校もそういうことなんですか。

(学校教育部長)

はい。同じです。

(市原委員)

はい。分かりました。

(中田委員)

採用予定数なんですけれども、これって要は退職予定数に準じた数なのかどうかということと、あともう一つ令和2年度が全体の採用予定数が972名だったんですか、実採用者数ってどれくらいだったんでしょうか。

(高校教育課長)

採用予定数なんですけれども基本的に退職の状況に当然合わせながらですね、小中が平成29年度末に既にピークを終えて、高校の方が令和3年度から4年度にピークを迎える、それに合わせてはじき出して、極力平準化しながら設定しているのが、この採用数です。

(中田委員)

結局この採用予定数を、例えば令和3年度採用予定数の971名採用しても、その内辞退者もできますよね。それも加味して採っているのでしょうか。

(学校教育部長)

加味して採っていますが、ほぼ同じくらいの実採用者数になります。

(中田委員)

退職者数って年間どれくらいなんですか。

(高校教育課長)

今、手元に資料がございませんので、後ほどご説明させていただいてもよろしいですか。

(中田委員)

わかりました。併せて、去年の実人数もご説明お願いします。

(高校教育課長)

はい。

(内藤委員)

7月末の新聞に先生をコロナの関係で8万人、全国で採用するというのがあったんですけど、これとは別だと思うんですけど、あれは今進んでいるんですか。

(学校教育部長)

茨城でも、例えば常勤講師等を正式な常勤講師に任期付の教員として採用したりとか、あるいは今まで退職されていて、何も就いていられなかったような方達を、新たに講師として採用したりとか、そういったところで、今対応している所です。

(内藤委員)

あれはじゃあ、期限限定の話なんですか。コロナの対策でということ。

(学校教育部長)

そうです。こちらのような正式な教員としてという採用ではないです。

(中田委員)

任期付きですか。

(学校教育部長)

任期付きです。

(高校教育課長)

要するに三密対策をしますと、教室が今までの1教室が2つになってしまう、また若干の補習などに人手が必要だというような背景もあります。

(中田委員)

栄養教諭の考え方を聞かせていただきたいんですが、私も牛乳を供給している手前、食育には力を入れていただきたいと思っておりますが、まだまだ全校に配置されている状況にはないと思うんです。その中で去年5名だったのが、今年4名となっておりますが、どれくらいの配置を考えて採用されているものなのでしょうか。

- (高校教育課長) 規模的に栄養教諭は、義務教育の市町村の単位で何名って言えなくて申し訳ないんですけど。
- (中田委員) そうすると古河に何名とか、そんな感じの単位で、各市町村で必要人数を割り出しているんですか。当然全校に配置させるっていうことになるんですよね。
- (学校教育部長) センター方式であれば、給食の提供者数が何人から何人であれば、栄養教諭が何名という配置数が決まっておりますので、その必要配置数に応じて、退職者もいますので、それを考慮して採用しているということです。
- (中田委員) 要は児童生徒数に対して何名ということ。
- (学校教育部長) はい。定数が決まっているということです。
- (中田委員) 分かりました。できれば私からは食育に力をいれていただければいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。
- (川上委員) 定数って何名なんですか。栄養教諭全体として。
- (学校教育部長) 県全体としての必要数です。
- (川上委員) 最終的には250名くらい必要だということを聞いたことがあるんですけど、今何名までいっているのか。
- (学校教育部長) あの今のは、栄養教諭と栄養職員との関係ですか。
- (川上委員) 将来的には栄養教諭に切り替えていくという話があったと思いますが。
- (学校教育部長) 今も栄養職員で勤務している方は数名で、ほぼ切り替わっていると思います。
- (川上委員) 当時スタートした時に栄養職員の数は250人くらいと思うんです。今何人までどこまで、栄養教諭がいったのかなと思って。
- (学校教育部長) 栄養職員の方は、残りは数名で、4、5名くらいだったと思います。希望される方は栄養教諭の切り替えの試験を行っておりますので、みなさん切り替わってきております。後は、退職を控えている方などはそのまま、切り替えずにそのまま退職するという方も、一部いらっしゃいますけれども、ほぼ全て切り替わっています。
- (川上委員) 以前は今年何人になりましたということが、けっこう報道されていたんですけど。
- (学校教育部長) 毎年切り替えの試験を行っておりました。
- (川上委員) 今、その辺が見えなくなってきましたよね。
- (学校教育部長) 最近、希望される方もいなくて、年間に1名いるか、いないかというところですよ。切り替えは、ほぼ済んできている状況です。
- (川上委員) はい。
- (江原委員) 今の栄養教諭のことについて、私も質問したいなと思ってたんですが、以前の会議の時にも、確か人数のお話が出てご調査いただいたんですけども、昔現役の時に人事を担当していて、栄養教諭の配置に関わってきたという観点もありまして、もしできれば、ただいまの口頭の説明もありがたいんですけども、栄養教諭がどういうふうに関わっているのか、栄養職員もまだ何名かいるので、配置の状況が分かるものを、今回じゃなくて結構ですので、お示しいただけるとありがたいんですが。最近ニュース等でもなかなか取り上げられなくなっているの、是非お願いします。
- (高校教育課長) はい。
- (江原委員) いつも養護教諭のお話もさせていただいているんですけども、子ども達にとって学校における養護教諭の役割はものすごく大きい訳で、そういう状況の中で出願の状況を見ると、まだ倍率も6倍近くあって、志願している方も人数がまだ維持されているので、是非適切な人材をですね、採用していただけるものと期待しております。よろしくお願いします。

【追加説明、質疑・意見等】

(高 校 教 育 課)

令和元年度の退職者数は749名になっております。それを考慮いたしまして募集人数は972名となっています。令和2年度の採用の合格者数は1,035名です。実際に採用された採用者数は、991名になります。ここで合格者数と採用者数の差がありますのは、辞退者があることと、大学院入学の猶予者がいるということで、その差が出ております。辞退者の中には一般企業への進路変更、他県採用合格、この他県というのは、関東近県は政令都市も含めてですけども、採用試験の期日は同日に設定しておりますが、この辺でいうと福島県は東北圏内になりますので、福島と茨城の両県の受験が可能ということで、1つの例として福島で採用されるということもあります。大学院猶予につきましては、令和2年度で猶予した者は義務教育課では25人、高校教育課では18人、特別支援教育課では3名の猶予者が出ております。猶予者につきましては、大学院の在籍年数が早くて1年目の者や、2年目、3年目、それぞれの期間がありますので、それぞれに応じて1年後、2年後、3年後の新規採用者の登載となります。退職者数と採用状況については、以上です。

(中 田 委 員)

退職者数と募集者数って、人数に200人ぐらいの差があるってことですよ。退職者数より、200人ぐらい多く募集しているということですよ。

(高 校 教 育 課)

はい。退職者数で採用数を決めているんですけど、その他に欠員補充の数もありますので、欠員補充を減らすというところで採用数も増やしたという経緯もございます。

(中 田 委 員)

トータル的には、全体の教諭の数っていうのは年々増えてるんですよ。

(高 校 教 育 課)

はい。

(高 校 教 育 課)

続いて、栄養教諭の追加説明をいたします。栄養教諭の標準法上の算定基準は、単独実施校については児童生徒数550人以上ですと1人の配置、それ以下ですと4校に1人の配置と決められています。共同調理場(センター方式)は1,500人以下の児童生徒数に対して1人、1,500人以上6,000人までが2人、6,001人以上は3人と算定されています。現在の栄養教諭、栄養職員の人数ですが、栄養係長、栄養職員として勤務している職員は1人でございます。ですので、その他は全て栄養教諭となっております。また再任用で栄養教諭に就かれている先生が6人、栄養職員として再任用されている方が2人です。欠員補充と任期付き職員を35人合わせまして、現在177人の職員が働いております。栄養職員の頃と職員の人数が変わってきているというのは、標準法の算定基準によって配置しているところがございます、その基準に基づいて配置させていただいてます。

実際に単独で実施している学校が、小学校107校、中学校では32校、その他残りの約670校近くで、概ねほとんどセンター方式の給食に移行している状況がうかがえるのではないかと思います。

(中 田 委 員)

これ単独校っていうのは、自校方式ってことですか。

(高 校 教 育 課)

はい。そうです。

(川 上 委 員)

水戸市は多いですよ。

(高 校 教 育 課)

はい。

(中 田 委 員)

これ550人って、出てるんですけど、1人の差でこんなに配置が変わっちゃうんですよ。

(高 校 教 育 課)

はい。

(中 田 委 員)

もう少し段階的にはならないのですかね。

(川 上 委 員)

ということは一応全部充足していて、あと1人ってことですよ。最終的には先程の栄養係長1人、専任みたいな形で134件という感じなんですかね。

(高 校 教 育 課)

専任でいらっしゃる再任用の先生方も含みますので、食育に関する指導の中で、四分の一、4校に1人という学校につきましては、栄養教諭の先生方が隣接する学校に食の指導として、給食の時間に栄養指導しに行ったりとか、学級活動の中で栄養教諭を活用して、栄養・食育の指導をするという活用の仕方によって補っております。

(川 上 委 員)

国の基準ね。4校に1人というのはね、ほんとに栄養教諭はきつい仕事だから、このへん改善されない限り、なかなか食育も進まないんじゃないかと思いますよ。

(中 田 委 員)

これは国の基準ですか。

(川 上 委 員)

茨城県としては国の基準を超えて、ここに力を入れようというところまでは、なかなかいかない状況ですね。

- (中 田 委 員) もう少し段階的にならないんですかね。1 人の違いで四分の一にさせられちゃうというのはね。
- (江 原 委 員) 4 校に 1 人もきついですが、実質的に共同調理場も、資料 2 段目の 1,501 人から 6,000 人ってありますよね。ほとんどの学校が、この枠なんですよね。共同調理場の方も枠付けがされてるようですが、実質的には全部ということですよ。
- (市 原 委 員) 6,000 人以上っていうのはないよね。
- (川 上 委 員) 県の方の何らかの形で、いただけるといいですよ。
- (高 校 教 育 課) 栄養教諭の先生方の加配措置がとられている学校がありまして、県内では 8 校ございます。小中学校で小学校が 5 校、中学校が 3 校、加配として配置されています。
- (川 上 委 員) どの市町村ですか。
- (高 校 教 育 課) 5 事務所のそれぞれに配置されてまして、水戸市ですと見川小学校、東海村の舟石川小学校、常陸太田市の太田小学校、鉾田市の鉾田北小学校、つくば市の豊里中学校、つくばみらい市の伊奈中学校、県西地区につきましては、筑西市の下館中学校と古河市の中央小学校に配置しています。
- (川 上 委 員) いろんな市町村に 1 人ずつくらい、加配して、そこが限界なんでしょうね。
- (江 原 委 員) 栄養教諭さんたちも、非常によく(学校を)回ってくれてますよね。
- (市 原 委 員) これは、給食センターに配置してるんですか。
- (高 校 教 育 課) 市町村に給食センターが設置してある場合は給食センターに配置しているところもありますし、市役所・教育委員会、学校へも配置しているところもあります。
- (川 上 委 員) もう少しね、力を入れていただけるとありがたいですね。

専決第 3 号 令和 2 年度茨城県一般会計補正予算案に対する同意の専決について

(財 務 課 長) 資料に基づき説明

【主な質疑・意見等】

- (川 上 委 員) 調理員の冷却ベストとありますけれども、学校給食施設の厨房関係のエアコンとかは設置されていますよね。どうなんですか。
- (財 務 課 長) 県立学校につきましては、給食を実施している学校には全てエアコンは設置されております。おそらく、これ(冷却ベスト)をイメージしておりますのは、市町村立学校の中には、まだエアコンが設置されていないようなところもあることも想定しているものだと思います。あとは冷却関係ですと、スポットクーラーとか、そういったものも対象となると聞いております。
- (中 田 委 員) このメニューの中に、など、などと色々書いてあるんですが、きっと学校によってはどんなものを揃えていいかわからないというか、後から見たら、あっこれも揃えておいた方が良かったなって思うものもあったりとか、横のつながりで、あその学校があんなものを買ってるんだったら、うちも買おうといったことがあると思うんだけど、そういった冊子とか国が出してる冊子とか、県が出してる冊子とか、何かお勧めのグッズが載っている冊子みたいなものは、あるんですかね。
- (財 務 課 長) 国の方から具体的な補助の要項が、6 月 22 日に示されましたので、そちらを各学校の方には、周知したいと思っています。実際にこの予算を使うに当たっては、どういったものに使いたいのかといったところを、こちらの方で学校の方に投げまして、こちらの方で対象になるか、ならないかも含めまして判断した上で、執行していきたいと考えています。
- (中 田 委 員) じゃあ、そういった、こういったものがないんじゃない、といったリストは学校にはあるのでしょうか。
- (財 務 課 長) 事前に学校の方もそれぞれ必要な物のイメージがある程度されているようなので、それに基づいて漏れがないようにやっていきたいと思います。
- (中 田 委 員) はい。分かりました。
- (市 原 委 員) 先程市町村立の小中学校に、必要に応じて上限 100 万から 200 万の間で、何らかの補助をという話がありましたよね。そうすると、その内容に関しては、こういうものには使えるが、こういうものには適用しませんというのは、当然あると思うんですが、どういう所を充実させて、その補助をするのでしょうか。
- (財 務 課 長) まず費目で言いますと、国の方で考えているのが消耗品と備品ですね。あとは通信運搬費ですから、休校になったので保護者とのやり取り、郵便代といいますか、そういったものにかかりかかっているという話がありますので、そういったものに使える

のかなど。あとは諸々それ以外に必要な役務費で、例えば消毒のサービスをお願いした時に使えるということを聞いています。

(教 育 長) いずれにしてもコロナ対策に必要な備品や消耗品ですよね。

(財 務 課 長) はい。感染症対策ということです。

※ 専決第3号については、原案どおり承認されました。

第10号議案 茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則について
第11号議案 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

(高校教育改革・資料に基づき第10号、11号議案の一括説明
中高一貫校開設
チームリーダー)

【主な質疑・意見等】

(市 原 委 員) このことではないんですけれども、非常に基本的なことで恥ずかしいんですけれども、附属中学校と中等教育学校の中学校課程は、どんなふうに違うんですかね。

(改 革 チーム
リ ー ダー) まず、大きな制度の括りでいいますと、中高一貫教育校の中でも併設型の中高一貫校となった場合は、高等学校という学校種とその下に、中学校という学校種、要するに独立した学校が2つ同じ敷地内で中高一貫をやるというのが、併設型の中高一貫校ですので、その場合は、一般的に高等学校の名称のもとに附属中学校という形をとっています。一番大きなところが高校から入学される方もおりますので、小学校から中一で入学させる方と高校から入学される方がいるという考え方になります。それが併設型です。

(市 原 委 員) 中等教育学校は基本的に、前期課程、後期課程ということで、中等教育学校という学校種の中で6年間、小学校から上がった方がずっと一緒に高校からの入学者はいないということです。

(改 革 チーム
リ ー ダー) 分離も可能ということですか。分離と併設というのはまったく関係ない訳ですか。

(市 原 委 員) 一つの敷地の中にあるか、別々の所にあっても可能かという、そういうことはまったく影響ないのですか。

(改 革 チーム
リ ー ダー) 基本的には同一敷地内です。

(市 原 委 員) 1つの建物の中に中学校課程と高校課程があるのが中等教育学校ということですか。

(改 革 チーム
リ ー ダー) 建物というか同一敷地内ですね。建物としては中学校棟と高等学校棟とかに分かれているケースもありますので、同一敷地内で活動をともにするというような考え方に關しては、併設型も中等教育も基本的には同じです。教育活動をやる場合は。

(市 原 委 員) そうすると前から分らなかったんだけど、附属中学校と中等学校の中学校課程と、要するに何が違うのかなというのが、よく分からなかったんですよ。

(改 革 チーム
リ ー ダー) まず附属中学校と中等教育学校の中学校課程の違いとして最も違うのは、中等教育学校はその中等教育学校に入学した方が後期課程にいますので、その学校で育った方々だけの組織の中で、中学校、高校の教育活動が一緒になされているというのに対して、附属中学校の場合は、高校の部分は自分の所で高校に入った子以外の外から市町村立中学校の子も含めて外から入った方も高校に在籍していて、その方々とも一緒に中学校と高校の交流は行っているというところはまったく、そこは中等教育学校と併設型は違っています。ただし、教育課程上は中高一貫校なので基本的には、ほぼ同じ教育課程を作れますし、途中から入れるか入れないかの、そこが一番違う、大きいです。基本的には同一敷地内ということです。

(市 原 委 員) 中身の教育カリキュラムというか教育方針というか、そういうものに関しては、特別差はないんですか。

(改 革 チーム
リ ー ダー) はい。そうですね。そこは極端に大きな差は公立の中高一貫校ではないです。

- (学校教育部長) 中等教育学校の方が、6年間を見通したということと言うと、完全に6年間を見通した教育が、中等教育だとできるということ、つまりその子たちがそのまま6年間そのまま持ち上がる訳なので、先ほど併設型の例えば附属中の形ですと、他の高校から入る子たちもいるので、その子たちを含めた高等学校ということになるわけなので、完全に6年間を見通したというところと言うと、残りの3年間、高等学校部分では外から入ってきた子たちも含めての教育課程の編成ということになるので、中等教育学校の方がより6年間の形ということでは、より見通せるという形になると思います。
- (市原委員) 要するに6年間まとめた教育プログラムを作るか、高校は一緒だけども、中学、高校と分けて教育プログラムを作っていくかざるを得ないと言うとおかしいけれども、いくということ考えて、途中から入学をとるからと言うことでしょうか。附属の場合はね。
- (改革チームリーダー) はい。そうです。
- (市原委員) 他の変わりはないと、違いは特にない。
- (改革チームリーダー) 一番大きいのは、途中から外部から入学ができて、その外部からの入学者にも合わせた教育課程の編成を高等学校はきちんと行う、と言うのが併設型と中等教育との違いです。
- (教育長) 併設型とそれから6年間の学校と、そもそもそれをつくる時に区別する考え方を少し説明してもらった方がいいかもしれませんね。制度の話は分かりましたけれども。
- (改革チームリーダー) 学校設置で中高一貫校を設置する際に、連携型中高一貫校を除いて、併設型と中等教育学校で説明しますと、既存の高等学校がまずあったところにだけ中高一貫校を改編するというケースがほとんどであります。これはどちらの場合もほとんどです。そこで特に、既存の高等学校が伝統があったり、地域からの市町村から入学者も多いと言うようなケースの場合に、そこを中等教育学校に改編した場合には、高校からの入学者がまったく入れない状況になりますので、そういった場合には一般的には公立の場合、併設型の中高一貫校にすれば小学校からの入学者で6年間と、あと市町村中学校からで3年間ということで、両方、要するに6年間の教育と3年間の教育を同じ敷地内で展開することができると、いうような形で併設型を設立するケースが多いです。
- 一方、同じく既存の高等学校を中等教育学校にする場合ですが、ある程度、その範囲はちょっとはつきり、例えば同一市内、同一エリア内に高等学校数がそれなりに数があって、その内の1つの高校を中学校からの受験、高校入試がない形での中等教育学校に改編しても、他の高校の受入れがあるというケースで、特に6年間の中等教育学校に対してニーズが高い地域の場合に、中等教育学校を設置というような考え方を取って、本県の場合これまで、並木高校が中等教育学校、総和高校も(古河)中等教育学校で、水戸以北のところは、中等教育学校はこれまで設置はなかったんですが、今回ひたちなかを中心とするエリアで、ある程度高等学校の数がある地域で、中高一貫校に対してのニーズもあるというところから、勝田高校に関しましては中等教育学校、ただし水戸第一高等学校、土浦第一高等学校はご承知のとおり、伝統があり、中学校からの希望者も多いというケースということで、併設型という考え方の設置といたしました。
- (市原委員) はい。分かりました。
- (中田委員) 中高一貫校はトータル10校でしたっけ。
- (改革チームリーダー) 8校ですね。今度7月1日までで、計画した10校の中で、今年5、来年3校なので、10校の内8校が設置ということになります。
- (中田委員) そうするとあと2校残ってて、それが来年の7月くらいまでに、こういった形で立ち上がってくると。
- (改革チームリーダー) 予定としてはそうですね。来年1年後のところで、条例改正で設置という予定で進めていくという考え方でございます。
- (中田委員) そうすると去年の構想が完成するということですね。
- (改革チームリーダー) そういうことですね。全て設置になります。あと1年後に、そういう予定でございませう。
- (中田委員) 分かりました。これ見ると今年度からはじまった附属は、全部定員が40名で1学年やっていたのが、今年は複数に増やしてますよね。
- (改革チームリーダー) まず、この春開校しました5校ですね、太田一高附属中、ここは40名定員です。
- (中田委員) 1クラスってことでやってましたよね。今回2クラスに増やしますよね。来年から。

- (改 革 チ ー ム
リ ー ダ ー) それは学年が2つになるので、80 名になるという考え方になります。
- (中 田 委 員) 水戸一高附属中と土浦一高附属中は。
- (改 革 チ ー ム
リ ー ダ ー) 来年春開校の2つの水戸一高附属中と土浦一高附属中に関しましては、おっし
(中 田 委 員) ゃるとおり、2クラスです。
- 1クラスから2クラスにする理由って、そういうイメージだと附属中学というのは1クラスでやっていくよって、聞いたような気がするんですが、それを2クラスにする理由って何かあるんですか。
- (改 革 チ ー ム
リ ー ダ ー) 計画公表の際に、この春開校した5校と、あと3年目この後の残り2校の下妻一高と水海道一高ですが、この7校につきましては地域の小学校の卒業生数とか、私学設置状況なども含めた影響なども考慮して1学級にしました。水戸第一高と、土浦第一高につきましては、当然その学校に対するニーズ、高校の倍率等も含めまして、ここは募集の段階で附属中からの入学者は2学級というふうな考え方で、倍の募集をするという計画にしております。
- (中 田 委 員) 水戸一高と土浦一高って、両方とも学力が茨城の中で上位にある学校だと思うんですけども、だからということもあるんですけども、そうすると中学から入った方は間違いなく高校には行ける。
- (改 革 チ ー ム
リ ー ダ ー) はい。基本は同じです。6年間の一貫教育が大原則で入学していただきますので、基本的には入学者選抜なしで、中学校卒業した後、高等学校に進学していただくって言うような形になっております。
- (中 田 委 員) はい、分かりました。よろしくお願いします。
- (教 育 長) 水戸と土浦は高校から入れるのは4クラス。
- (改 革 チ ー ム
リ ー ダ ー) はい、最終的に完成しますと附属中から2クラス入学した年から、外からの入学者が、高校が4学級ということで。
- (中 田 委 員) トータル6クラス。
- (改 革 チ ー ム
リ ー ダ ー) はい。トータル6学級の学校規模ということになります。
- (中 田 委 員) そうすると中学から来ている子達というのは、高校になった時点で、1クラスとか2クラスじゃなくて、ばらばらになるんですか。
- (改 革 チ ー ム
リ ー ダ ー) 今のところ、現段階の考え方としては、高校1年生の時に内部からの進学者と、外部から高校入試で入った方が、全クラスで一緒に学ぶというスタイルの考え方を、予定として考えております。
- (中 田 委 員) はい。分かりました。

※ 第10号議案、第11号議案については、原案どおり可決されました。

【非公開】

第12号議案 茨城県美術館協議会委員の解任及び任命について

※ 第12号議案については、原案どおり可決されました。

第13号議案 ミュージアムパーク茨城県自然博物館協議会委員の解任及び任命について

※ 第13号議案については、原案どおり可決されました。

専決第4号 教職員の人事について

※ 専決第4号については、原案どおり承認されました。

第14号議案 教職員の人事について

※ 第14号議案については、原案どおり可決されました。

3 閉 会

教育長から閉会の宣言がなされました。

(別紙)

令和2年6月定例教育委員会 事務局職員出欠表

令和2年6月25日(木)

職 名	氏 名	出欠	代理者職氏名
総務企画部長	入 野 浩 美	○	
学校教育部長	森 作 宜 民	○	
総務課長	海老根 光 浩	○	
教育企画監	木 内 規 雄	○	
財務課長	糸 賀 正 美	○	
生涯学習課長	小田部 修 一	×	
福利厚生課長	田 崎 俊 一	×	
文化課長	市 村 志 保	○	
高校教育改革・中高一貫校開設 チームリーダー	柳 橋 常 喜	○	
義務教育課長	栗 山 賢 司	○	
高校教育課長	秋 本 光 徳	○	
特別支援教育課長	内 桶 博 仁	×	
保健体育課長	秋 山 克 巳	×	